

平成 28 年 8 月 31 日

災害救助法の適用について

総務部危機対策局危機対策課

1 被害の概要

平成 28 年台風第 10 号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、災害救助法の適用を決定する。(災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号)

2 災害救助法適用市町村 (20 市町村)

帯広市、南富良野町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

3 法適用日

平成 28 年 8 月 30 日 (火)

4 今までにとられた措置

避難所の設置等

5 公表

平成 28 年 8 月 31 日 (水) 17 : 30

6 災害救助法適用の効果

各市町村が実施する救助法に基づく応急救助 (避難所の設置、食品の給与、住宅の応急修理、被災世帯への生活必需品の給与、死体捜索等) に要する費用について、国と道が負担する。

7 近年の道内の適用状況

H24 暴風雪による大規模停電 (室蘭市ほか) / H17 竜巻被害 (佐呂間町)
H15 台風第 10 号災害 (新冠町ほか) / H12 平成 12 年有珠山噴火 (虻田町ほか)

北海道告示第10672-7号

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号の規定により、平成28年台風第10号に係る災害に関し、平成28年8月30日、帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町の区域を災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する区域として指定した。

平成28年8月31日

北海道知事 高橋 はるみ